

入 札 説 明 書

この入札説明書は、公立大学法人福島県立医科大学会計規程（平成 18 年 4 月 1 日基本規程第 15 号。）、公立大学法人福島県立医科大学契約細則（平成 18 年 4 月 1 日細則第 13 号。以下「契約細則」という。）及び本件物品調達契約に係る条件付一般競争入札（以下「入札」という。）の公告等の規定に基づき、公立大学法人福島県立医科大学（以下「法人」という。）が発注する物品調達契約に関し、本件入札に参加を希望する者（以下「入札者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般事項を定めたものである。

- 1 発注者（契約権者） 公立大学法人福島県立医科大学
理事長 竹之下 誠一

- 2 入札に付する事項
公告に示すとおり。
なお、買入れをする物品の仕様等については、別紙仕様書のとおり。

- 3 入札に参加する者に必要な資格に関する事項
公告に示すとおり。
なお、福島県（以下「県」という。）の参加資格制限期間中の者は、調達契約に係る物品の全部又は主要な部分の下請け（物品購入契約にあつては仕入先又は卸し先。）となることは認められていないので、福島県出納局入札用度課ホームページなどで応札製品の仕入先等が参加資格制限対象者でないことを確認のこと。

- 4 入札に参加する者に必要な資格の確認
- (1) 入札に参加を希望する者は、上記 3 に掲げる必要な資格の確認を受けるため、条件付一般競争入札参加資格確認申請書（第 3 号様式。以下「資格確認申請書」という。）を下記(2)に示す場所に提出し、当該資格の確認申請をすること。
- 当該資格の確認結果については、条件付一般競争入札参加資格確認通知書（第 4 号様式）により別途通知する。
- なお、期日までに当該申請を行わなかった場合は、入札に参加できないので、十分に注意すること。
- (2) 資格確認申請書の提出期限及び提出場所
令和 7 年 9 月 18 日（木） 午後 5 時 医事課病院用度係
なお、郵送の場合は簡易書留又は書留郵便にて提出期限必着とする。

5 入札書の提出期限等

(1) 入札書及びその貼付書類の提出日時及び提出場所

令和7年9月26日（金） 午前11時00分

1号館1階 カンファランス1

なお、郵送による入札は、不可とする。

(2) 開札の日時及び場所

令和7年9月26日（金） 午前11時00分

1号館1階 カンファランス1

6 入札書の提出方法

(1) 入札書は、指定の入札書（第6号様式）に必要とする事項を記載し、指定日時及び場所へ提出すること。

(2) 入札書には、次の書類を添付しなければならない。

ア 条件付一般競争入札参加資格確認通知書（第4号様式）の写し

イ 委任状（第7号様式） 代理人が出席し、入札する場合

(3) 入札書には、次の事項が記載されていなければならない。

ア 落札の決定に当たっては、入札書に記載された入札金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 入札者の住所、商号又は名称及び代表者職・氏名の記載、並びに代表者の押印（外国人の署名を含む。以下同じ。）をすること。

ウ 代理人をして入札する場合の入札書には、入札者の住所、商号又は名称及び代表者職・氏名のほかに当該代理人であることの表示、当該代理人の氏名の記載及び押印をすること。

7 入札保証金

入札保証金の納付は契約細則第52条の準用規定により県の定める福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）以下「財務規則」という。）第249条第1項第4号（契約権者を公立大学法人福島県立医科大学理事長（以下「理事長」という。）、県を法人にそれぞれ読み替える。）により免除する。

8 入札方法及び開札等

(1) 開札は、上記5の(2)で指定する日時及び場所で行う。

(2) 開札に先立ち、入札者は上記6の(2)で指定する書類確認を受けるものとする。

る。

(3) 開札は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行う。

(4) 開札の結果、予定価格の範囲内の価格の入札がないときは、直ちにその場所において再度入札に付することができるものとする。

なお、再度入札の回数は、原則として2回を限度とする。

(5) 初回入札が無効（ただし、下記12の(4)～(6)に該当する場合を除く）となった者は、再度入札に参加できないものとする。

(6) 入札者又はその代理人が開札に立ち会わない場合、再度入札については棄権したものとする。

(7) 開札時に持参する物

ア 開札に立ち会う者の身分証明書（運転免許証等）（必要に応じて提示を求められることがあります。）

イ 条件付一般競争入札参加資格確認通知書（第4号様式）の写し

ウ 再度の入札に使用する印鑑

エ 委任状（第7号様式）（代表者から入札等に関する委任を受けた者に限る。）

オ 予備の入札書用紙（第6号様式）

9 入札参加者に要求される事項

入札者は、開札日の前日までの間において提出した書類に関し、理事長から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

10 入札心得

(1) 入札者は、入札説明書及び仕様書等（以下「入札説明書等」という。）を熟知のうえ入札しなければならない。この場合において、当該入札説明書等について疑義がある場合は、条件付一般競争入札説明書等に関する質問書（第1号様式）により医事課病院用度係（電話024-547-1030、ファクシミリ024-547-1997）に令和7年9月16日(火)午後5時までに説明を求めることができる。

法人は、法人公式ホームページに掲載する方法により回答する。

(2) 入札者は、所定の日時及び場所に本人が出席して入札書を提出することを原則とするが、都合のあるときは、代理人を出席させること。

(3) 入札者は、代理人をして入札させるときは、その委任状を持参させ、確認を受けなければならない。

(4) 入札者又はその代理人は、当該入札に対する他の入札者の代理をすることができない。

- (5) 入札者は、次の各号の一に該当する者を入札代理人にすることができない。
- ア 契約の履行に当たり故意に物品の品質に関して不正の行為をした者
 - イ 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得るために連合（談合）した者
 - ウ 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - エ 正当な理由がなく契約を履行しなかった者
 - オ 前各号の一に該当する事実があった後２年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- (6) 開札場所には、入札者又はその代理人以外の者は入場できない。
- ただし、発注者が特にやむを得ない事情があると認めた場合は、付添人を認めることがある。
- (7) 開札時刻後において、入札者又はその代理人は、開札場所に入場できない。
- (8) 入札者又はその代理人は、入札書を一度提出した後は、開札の前後を問わず書換え、引換え又は撤回をすることができない。

11 入札の取り止め等

入札者が連合（談合）し、又は不隠の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取り止めることがある。

また、天災その他やむを得ない事由が生じたときは、入札の執行を延期し、又は取り止めることがある。

なお、これらの場合において入札参加者に生じた損害は、入札参加者の負担とする。

12 入札の無効

次の各号の一に該当する入札は無効とする。

- (1) 上記３の入札参加資格のない者の提出した入札
- (2) この入札説明書において示す入札に関する事項に違反した入札
- (3) 委任状を持参しない代理人のした入札
- (4) 同一事項の入札につき他人の代理人を兼ね、又は２人以上の代理人をした者の入札
- (5) 記名、押印を欠く入札
- (6) 金額を訂正した入札
- (7) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- (8) 同一人が同一事項に対して２通以上の入札をし、その前後を判別することができない入札又は後発の入札
- (9) 明らかに連合（談合）によると認められる入札

13 落札者の決定方法

- (1) 契約細則第 11 条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。

ただし、契約細則第 23 条各号の一に該当する場合は、最低の価格をもって入札書を提出した者以外の者を、落札者とすることがある。

- (2) 落札となるべき同価の入札書を提出した者が 2 人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を定める。

この場合において、当該入札者のうち、くじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

- (3) 入札者がいないとき、又は再度入札を執行しても落札者がいない場合は、契約細則第 31 条第 1 項第 6 号の規定により随意契約をすることができる。

14 契約保証金

- (1) 落札者は、契約金額の 100 分の 5 以上の額の契約保証金を納付しなければならない。

- (2) 契約保証金は、現金（現金に代えて納付する小切手にあつては、福島県指定金融機関又は福島県指定代理金融機関が振り出したもの又は支払保証をしたものに限る。）で納めるものとするが、その納付に代えて担保として別記 1 契約細則第 39 条第 3 項各号に規定する有価証券を提出することができる。

- (3) 契約細則第 52 条により準用する財務規則第 229 条第 1 項各号（別記 2、契約権者及び知事は理事長、県は法人にそれぞれ読み替える。）に該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

- (4) 契約保証金の減免については、落札者に別途通知する。

- (5) 契約保証金の納付及び還付については、別に定めるところによる。

15 契約書等の作成

- (1) 購入契約書（以下「契約書」という。）を作成する場合において、落札者は、発注者が交付する契約書に記名押印し、落札決定の日から 10 日以内（落札者が遠隔地にある等特別の事情があるときは、発注者が指定した期日まで）に契約書の取り交わしを行うこと。

- (2) 契約の確定時期は、両者が契約書に記名押印したときに確定するものとする。

- (3) 落札者が、上記(1)に定める期間内に契約書を提出しないときは、落札を取消すことがある。

16 契約条項は、契約書及び契約細則による。

17 入札参加者は、入札後、この入札説明書、契約条項及び仕様書等について、不明又は錯誤を理由として異議を申し立てることはできない。

18 当該契約に関する事務を担当する部門は、上記 4 の(2)と同じである。

公立大学法人福島県立医科大学契約細則（抜粋）

別記 1

（契約保証金）

第 39 条 契約を結ぶ者をして、契約金額の 100 分の 5 以上（工事等の請負契約にあつては、100 分の 10 以上）の契約保証金を納めさせなければならない。ただし、契約の相手方が、保険会社との間に法人を被保険者とする履行保証契約を結んだとき、その他その必要がないと認める場合においては、その全部又は一部を納めさせないことができる。

2 前項の保証金の納付は、有価証券の提供をもってこれに代えることができる。

3 前項の有価証券の種類及びその担保価額は、次の各号に定めるとおりとする。

- | | |
|-----------------------|---------------|
| (1) 福島県債証券 | 額面全額 |
| (2) 国債証券 | 額面全額の 10 分の 8 |
| (3) 地方債証券（福島県債証券を除く。） | 額面全額の 10 分の 8 |
| (4) 理事長が確実であると認める社債権 | 時価の 10 分の 8 |

福島県財務規則（抜粋）

別記 2

（契約保証金の減免）

第 229 条 前条の規定にかかわらず、契約権者は、次に掲げる場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

一 契約の相手方が官公署及び知事がこれに準ずるものと認める法人であるとき。

二 契約の相手方が保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結しているとき。

三 契約の相手方から委託を受けた保険会社、銀行、農林中央金庫その他予算決算及び会計令(昭和二十二年勅令第百六十五号)第百条の三第二号の規定により財務大臣が指定する金融機関(次条第二項において「保険会社等」という。)と工事履行保証契約を締結したとき。

四 過去二年間に官公署(予算決算及び会計令第九十九条第九号に掲げる沖縄振興開発金融公庫等を含む。)とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を二回以上にわたり締結し、これらを全て誠実に履行し、かつ、契約を履行しないおそれがないと認められるとき。

五 随意契約を締結する場合において、請負代金又は契約代金の額が百万円未満であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。

六 一件五百万円未満の物品の購入契約を締結する場合において、当該契約に係る物品が当該契約において定める期日までに確実に納入されるものと認められるとき。

- 七 一件五百万円未満の建設工事又は製造の請負契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
 - 八 一件三百万円未満の工事(建設工事を除く。)の請負契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
 - 九 工事等の請負契約の締結後に当該工事等に係る請負代金の額を変更する場合において、変更後の請負代金の額に百分の十(建設工事又は製造以外にあつては百分の五)を乗じて得た額が既に納付された契約保証金の額の二倍未満の額であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
 - 十 除染作業業務委託契約又は森林整備業務委託契約の締結後に当該業務委託に係る業務委託料を変更する場合において、変更後の業務委託料に百分の五を乗じて得た額が既に納付された契約保証金の額の二倍未満の額であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
 - 十一 応急仮設住宅撤去業務の契約締結後に当該撤去業務に係る契約金額を変更する場合において、変更後の契約金額に百分の五を乗じて得た額が既に納付された契約保証金の額の二倍未満の額であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
 - 十二 一件の契約金額が五百万円未満の契約を締結する場合において、契約の相手方が第一号に掲げる公共団体以外の公共団体又は公共的団体で知事が指定するものであるとき。
 - 十三 県において公用又は公共の用に供するため財産を購入する場合において、当該契約の締結と同時に登記義務者から登記をすることについての承諾書の提出があり、かつ、当該財産の引渡しが拒絶されるおそれがないと認められるとき。
 - 十四 法令に基づき延納が認められる場合において確実な担保が提供されたとき。
 - 十五 財産を売り払う契約を締結する場合において売払代金が即納されるとき。
 - 十六 試験研究、調査等の委託契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
 - 十七 県において公用又は公共の用に供するため財産を借り入れる場合において、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
 - 十八 貸付契約、補償契約その他契約の性質上契約保証金を納付させることが適さない契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
- 2 前項第五号の場合において、当該契約の相手方が当該契約に関して当該契約の相手方と同種の営業を営み、かつ、県内に主たる営業所を有する者で契約権者が確実であると認めるものを連帯保証人として立てるときは、同項第五号中「百万円未満」とあるのは、「三百万円未満」と読み替えるものとする。